

どらスク合宿免許が提供する

# 東京海上日動の国内旅行総合保険

国内旅行中の事故によるケガ等様々な危険を補償します。

令和5年11月作成

国内旅行総合保険とは、国内旅行傷害保険(傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害特約がセットされたものをいいます。)に賠償責任危険担保特約等をセットしたものです。

**傷害** (死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金)

旅行中の事故によるケガを補償します。

Ex) 観光中にケガ



**賠償責任保険金**

旅行中に他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまった場合の損害賠償金を補償します。

Ex) 他人にケガをさせた



**ポイント**

旅行の目的をもってご自宅を出発されてから、ご自宅にお戻りになるまでしっかり補償します。

※保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、裏面の「補償内容のご説明(お支払いする保険金の概要等)」をご確認下さい。

## ご契約金額

保険期間		1ヶ月まで※
ご契約金額	死亡・後遺障害保険金額 <small>ケガによる死亡・後遺障害</small>	245万円
	入院保険金日額 <small>ケガにより入院した場合の、1日の保険金額</small>	2,000円
	手術保険金 <small>支払額は、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍となります。</small>	
	通院保険金日額 <small>ケガにより通院した場合の、1日の保険金額</small>	1,000円
賠償責任保険金額(免責0円) <small>他人にケガをさせたり、他人のものを壊した場合</small>		3,000万円

※ご注意……保険の責任期間(補償期間)はご自宅を出発され日から1ヶ月となっております。保険期間内であっても、住居(ご自宅)に帰着した時点で、保険の責任期間は終了します。1ヶ月を超えた場合は対象外となりますのでご注意ください。

**【事故時のお問合せ先】**

東京海上日動安心110番 フリーダイヤル ☎ 0120-119-110 (365日24時間)

\* 保険証券は契約者のみに発行されますので、加入者へは届きません。

お電話の際には、**証券番号「T901184853」**を必ずお申し出いただきますようお願い申し上げます。

■補償内容等の照会に対しましては、下記明治安田保険サービス株式会社までご連絡をお願い致します。

【お問合せ先】(取扱代理店)  
**明治安田保険サービス株式会社**

〒163-1104 東京都新宿区西新宿6-22-1

新宿スクエアタワー4F 担当 瀬良

電話 03-3343-8772(受付時間:平日9:00-17:00)

(引受保険会社)  
**東京海上日動火災保険株式会社**

担当課:金融法人部営業第二室


〒100-8050 東京都千代田区大手町二丁目6-4

電話 03-6704-4066(受付時間:平日9:00-17:00)



補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合				
死亡保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金から既に支払った金額を控除した残額となります。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ●保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ ●無免許、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産、流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ*8 ●核燃料物質の有害な特性等によるケガ ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動中のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります。)				
後遺障害保険金	国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直後の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*1が生じた場合  *1 治療*2の効果が医学上期待できない状態にあって、保険の対象となる方の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。	後遺障害*1の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%~100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●自動車等の乗用用具を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの  等				
入院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、入院*3された場合	入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ※事故の日からその日を含めて180日(支払対象日数)を経過した後の入院*3に対しては、入院保険金はお支払いできません。 ※支払対象となる「入院日数」は、180日(支払限度日数)を限度とします。 ※入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。	●自動車のフリー走行等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの  等				
手術保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その治療*2を直接の目的として手術*4を受けられた場合  *4 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ②先進医療*5に該当する所定の手術  *5「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)	入院保険金日額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>① 入院中に受けた手術*4</td> <td>10倍</td> </tr> <tr> <td>② 上記以外の手術*4</td> <td>5倍</td> </tr> </table> ※1 事故に基づくケガに対して上記①②の両方の手術*4を受けた場合には、10倍となります。 ※1 事故に基づくケガについて、1回の手術*4に限りま。	① 入院中に受けた手術*4	10倍	② 上記以外の手術*4	5倍	●ご契約者または保険の対象となる方の故意による損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●受託品に対する損害賠償責任(宿泊施設の客室に与えた損害はお支払の対象になります。) ●車両(ゴルフカート、レンタカーを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)、銃器(空気銃を除きます。))の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ●同居の親族*9および旅行行程を同じくする親族*9に対する損害賠償責任 ●保険の対象となる方の心神喪失に起因する損害賠償責任  等
① 入院中に受けた手術*4	10倍						
② 上記以外の手術*4	5倍						
通院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、通院*6された場合  *6 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*2を受けることをいいます。ただし、治療*2を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。  *7 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。	通院保険金日額に通院*6した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を含めて180日(支払対象日数)を経過した後の通院*6に対しては、通院保険金はお支払いできません。 ※支払対象となる「通院日数」は、90日(支払限度日数)を限度とします。 ※通院しない場合においても、医師等の治療により所定の部位の骨折等により、ギプス等*7を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 ※入金保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。 ※通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガを被った場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。					
賠償責任保険金	日本国内旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物(宿泊施設の客室・客室内動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。))を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合  	損害賠償金の額をお支払いします。 ※1回の事故について、賠償責任保険金額を限度とします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 ※国内の事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。))に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動の直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。					

\*2 保険の対象となる方以外の医師が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師が行う治療をいいます。  
\*3 自宅等での治療\*2が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

\*9 6親等内の血族、配偶者\*10または3親等内の姻族をいいます。  
\*10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りま。)(婚姻とは異なります。)  
①婚姻意思\*11を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること  
\*11 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

●上記「傷害」におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、急激生、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払いの対象となりませんのでご注意ください(たとえば職業病、テニス肩等)。  
●「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に着るまでの「旅行行程中」をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。